
千 環 協 案 内

2020 年度版



千葉県知事登録事業者団体
千葉県環境計量協会

<https://www.senkankyo.jp/>

千環協案内（2020年度版）刊行にあたって

千葉県環境計量協会（略称：千環協）は、千葉県内に登録の環境計量事業者の団体として、昭和51年6月に会員数7社で創立されました。以来、本年度42年目を迎え、会員数は、正会員40社、賛助会員9社の合計49社となっております。

当協会は、環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と親睦に努め、かつ関係諸機関との連繋を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とし、環境計量証明事業者として継続的に信頼性を確保し、社会的責任を果たすことを基本理念として活動を実施しております。

環境計量に関する技術講演会及び各種研修会の開催、クロスチェックの実施、技術事例発表会の開催などによって、分析品質の向上、分析技術力の向上に努めるとともに、各種委員会活動や関係団体との交流を通じて、環境計量のプロフェッショナルとして不断の努力と研鑽を積み重ねております。

本年度の「千環協案内」では、当協会会員事業所の最新の業務案内を掲載するとともに、参考資料として

- ・作業環境評価基準等の一部を改正する告示
- ・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直し
- ・土壌汚染対策法施行規則の改正
- ・有害大気の塩化メチルとアセトアルデヒドについて指針値の設定

に関する改正情報やお知らせ等を関係省庁のホームページから、引用・掲載いたしました。各方面でご活用いただければ幸いと存じ、ご案内申し上げます。

2020年12月

千葉県環境計量協会
会長 福田 茂晴

1.	業務内容	
	千葉県環境計量協会について	3
	千葉県環境計量協会の組織及び事業活動	4
	千葉県環境計量協会規約	5~7
	表彰規定	8~9
	千葉県環境計量協会倫理綱領	10
2.	会員名簿	13~18
3.	参考資料	21~31

1. 業 務 内 容

千葉県環境計量協会について

(略称:千環協)

I 設立趣旨

本会は、環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の公害対策並びに環境保全に寄与することを目的として設立された団体であります。

II 設立及び構成

昭和 51 年 6 月 25 日に設立され、千葉県知事に環境計量証明事業の登録をした 7 事業所により発足、構成会員は 2020 年 4 月現在、正会員 40 事業所、賛助会員 9 事業所となっております。

III 事業内容

当協会は、主として次の事業を実施しておりますが、その活動方法は全会員が五つの委員会のいずれかに所属し、全員参加ですすめております。

1. 総務委員会

(1) 会員従業員を含むレクリエーション行事の開催

2. 経営・業務委員会

(1) 会員ガイドの発行（会員事業所毎の人員、設備・証明分野・業務実績の紹介）

(2) 会員の事業実態の把握とまとめ

(3) 組織の活性化等、経営に関する諸問題の検討

3. 技術委員会

(1) クロスチェック分析の実施

(2) 定量限界値の統一等の研究

(3) 計量機器管理の検討

(4) 技術研究発表会の開催

4. 教育・企画委員会

(1) 研修見学会、講演会の開催

(2) 実務者パネルディスカッションの開催

(3) 新任者教育の実施

5. 広報・情報委員会

(1) 会報の発行

(2) 各種情報の提供

(3) ホームページ情報管理

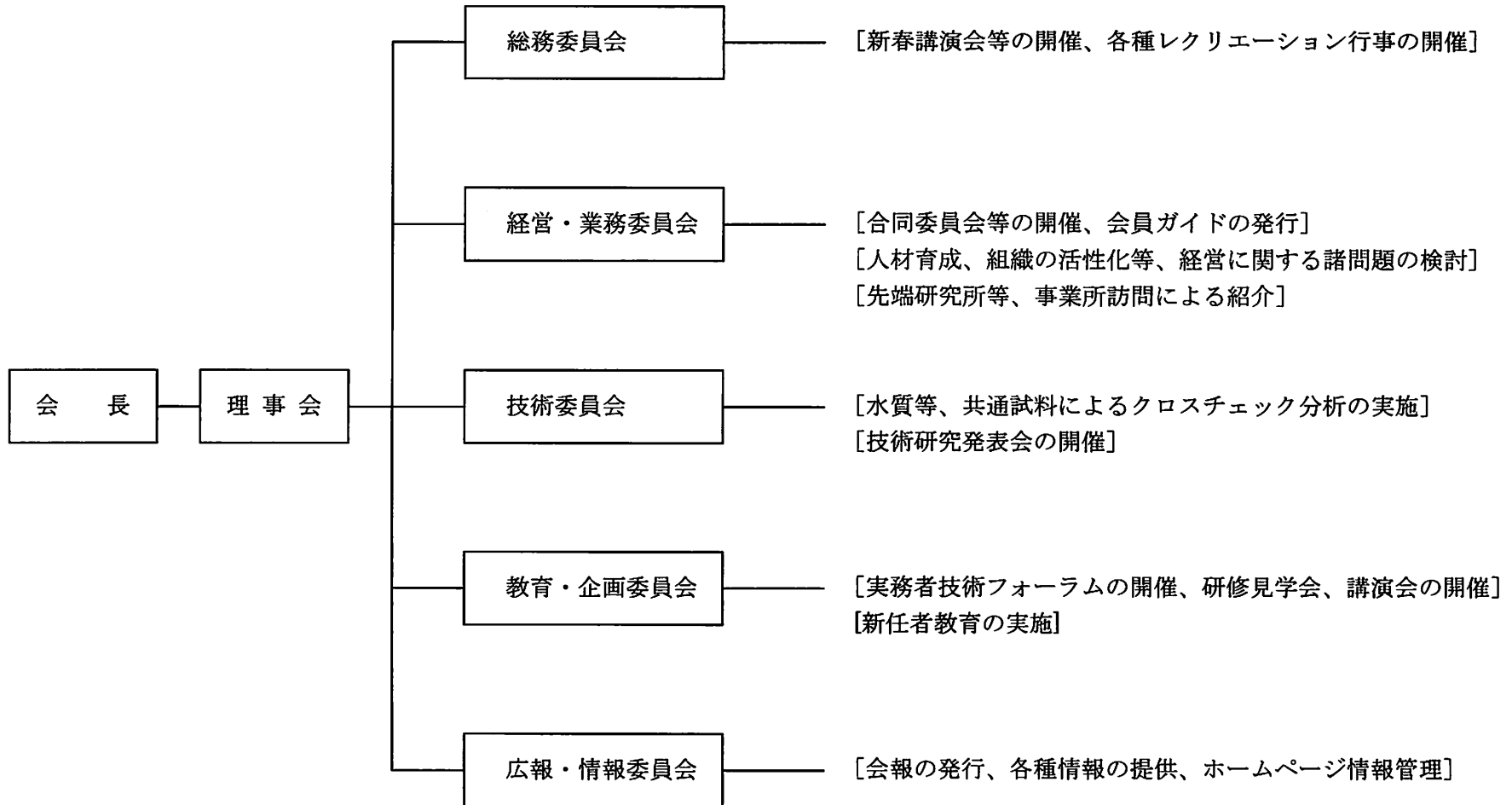
IV 中央団体との関係

社団法人 日本環境測定分析協会及び千葉県計量協会に加入、共催事業を実施するほか、各種事業に参加、及び新技術の情報提供を受けております。

また、近隣協議会（東京・神奈川・埼玉）とは、首都圏環境計量協議会連絡会を組織し、各種事業に参画しております。

千葉県環境計量協会の組織及び事業活動

(略称：千環協)



千葉県環境計量協会規約

第 1 章 総 則

(目的及び基本理念)

第 1 条 本会は環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と親睦に努め、かつ関係諸機関との連携を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とする。また、別途定める倫理綱領に基づき、環境計量証明事業者として継続的に信頼性を確保し、社会的責任を果たすことを基本理念とする。

(名 称)

第 2 条 本会は千葉県環境計量協会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会は事務所を千葉県内におき、所要の職員をおくことが出来る。

(事 業)

第 4 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境計量証明事業の進歩改善に関すること
- (2) 環境計量技術の向上に関すること
- (3) 環境計量に関する教育・訓練・指導に関すること
- (4) 環境計量に関する情報、資料を収集し提供すること
- (5) 官公庁及び関連団体との連絡調整をはかること
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員、賛助会員により構成する。

2. 正会員は千葉県に登録した濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る計量証明事業者で、本会の趣旨に賛同する法人とし、総会における議決権を有する。
3. 賛助会員は、前項以外で本会の目的、事業に賛同する法人とする。

(入 会)

第 6 条 入会を希望するものは、所定の申込書別に定める入会届けを本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会及び休会)

第 7 条 会員が本会を退会または休会しようとするときは、事前に別に定める文書をもって本会に届出なければならない。

2. 会員が次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の決定により本会を退会または休会とするものとする。なお、理事会の退会または休会決定について、会員より疑義の申し出があった場合は、総会議事にて決定する。

また、休会後の会員の再入会については、理事会にて決定する。

- (1) 本会の目的及び基本理念に反する行為をしたとき
- (2) 本会の名誉を毀損したとき
- (3) 会費を滞納したとき
- (4) 会員である法人等が解散したとき

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、別以下に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、すでに納入した入会

金及び会費については、退会等の理由にかかわらず、返還しない。

(1) 入会金 10,000 円

(2) 会 費 50,000 円

ただし、年度の途中で入会した場合は、理事会で承認を受けた翌月からの月割りとする。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 3 名以内

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2 名

(役員の選出)

第 10 条 理事及び監事は総会において正会員中より選出する。ただし、任期途中にて同一会員事業所内での役員交代については、理事会にて承認する。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は会を代表して会の業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は業務の円滑な選管にあたる。

4. 監事は会計を監査する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第 13 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦した者を会長が委嘱する。

2. 顧問は本会の運営又は事業会務につき、会長の諮問に答ずる。

3. 顧問の仕事は、役員の仕事に準ずる。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 14 条 会議は総会及び理事会とする。また必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(総会の開催)

第 15 条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年 1 回以上開催する。

臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。ただし会員の 3 分の 1 以上から要請があった場合は総会を開催しなければならない。

(総会の成立)

第 16 条 総会は正会員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。ただし委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 17 条 総会の議事は出席正会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議 長)

第 18 条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第 19 条 総会は次の事項を議決する

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会の開催と議事)

第 20 条 理事会は会長が必要と認めるときに開催し、規約に定めてある事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事
2. 理事会の構成員は、会長、副会長、理事とし 2 分の 1 以上の出席により成立する。
 3. 理事会の議事は出席理事の過半数で決する。
 4. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

第 4 章 資産会計等

(経 費)

第 21 条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。

2. 入会金、会費については理事会の議を経て総会で決定する。また必要ある場合は臨時会費を徴収することができる。既納の入会金、会費は返還しない。

(資産の管理)

第 22 条 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は理事会において別に定める。

(事業年度)

第 23 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

第 24 条 本会の収支予算及び決算は理事会の同意を得て会長が作成し、決算については監事の監査を受けた後、ともに総会の議決を得なければならない。

第 5 章 雑 則

(解 散)

第 25 条 本会は理事の 3 分の 2 以上の同意を得、総会において正会員の 3 分の 2 以上の賛成により議決した場合は解散する。

(施行細則)

第 26 条 この規約の施行についての細則は理事会において別に定める。

附 則

この規約の改正は平成 6 年 4 月 28 日から施行する。

この規約の改正は平成 19 年 4 月 21 日から施行する。

この規約の改正は平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

表彰規定

(総則)

第1条 この規定は、千葉県環境計量協会（以下「協会」という。）の発展、技術の進歩に著しく貢献した、法人および個人に対して表彰などを行う場合について定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号に掲げるものを対象として行う。

1. 協会会員。（以下「会員」という。）
2. 前号会員に所属する個人。
3. 協会役員、顧問。（以下「役員等」という。）
4. その他協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者。

(選定の基準)

第3条 表彰規定の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 協会事業の運営、推進ならびに技術の進歩、改善に多大の貢献をした者。
2. そのほか、会長が必要により定めた基準に該当する者。

(表彰選考機関等)

第4条 協会規約第20条の規定に基づく理事会が、被表彰者を選考する。

2. 理事会は、次の各号による書類に基づき選考を行う。
 1. 表彰者の氏名および経歴。
 2. 表彰の対象とする業績及び理由等。
 3. 前項の書類は、理事会が妥当と認めた推薦者が作成し、理事会に提出する。

(被表彰者の決定)

第5条 会長は、理事会の選考結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、次の第1号による行うほか、第2号を併せて行う事ができる。

1. 表彰状の授与
2. 記念品の贈呈

(感謝状の授与)

第7条 会長が必要と認めた場合は、第2条以下の各規定を準用して感謝状を授与する事ができる。

(主務官公庁への表彰等の具申)

第8条 会長は、この規定により表彰を受けた者で、特に業績が顕著である者については、主務官公庁等の長に対し、表彰等を具申することができる。

(その他)

第9条 この規定を実施するため必要な事項については別に定める。

附則

1. この規定は、平成9年4月1日から適用する。

千葉県環境計量協会倫理綱領

2007.4.20 制定

千葉県環境計量協会の会員事業所は、環境計量証明事業者として業務の信頼性を継続的に確保し、社会的責任を果たすことを基本理念として、以下の倫理綱領に基づき事業活動を行う。

1) 法令等の順守

計量法その他全ての関係法令の目的を十分に理解し、法令等で定められた基準、要求事項及び社会的規範を常に順守する。

2) 公明・正大な活動

会員は事実を尊重し、公明・正大な活動を基本として常に中立的かつ客観的な立場で対応すると共に、自らの行動に責任を持つ。

3) 技術の向上

適正な計量管理の実施を常に心がけると共に、環境分析に関する専門機関として自らの技術の研鑽、専門能力の維持・向上に努める。

4) 機密の保持

会員は業務上知りえた個人情報、顧客情報等を、厳重かつ適正に管理する。

5) 環境問題への対応

会員は環境保全に関連する事業者として、持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境保全活動に自主的かつ積極的に取り組む。

6) 外部との連携

常に会員、関係機関との連携を図り、協会の発展に寄与すると共に、社会との調和と共存を図るため、情報発信を積極的に実施し、社会とのコミュニケーションを深め信頼関係を構築する。

2. 会 員 名 簿

(正 会 員 40 事業所)

(賛助会員 9 事業所)

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注) その他	
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
アエスト環境㈱ 代表取締役 三澤 剛	〒270-2221 松戸市紙敷一丁目30番地の2 TEL 047-389-6111 FAX 047-389-3366	三澤 剛	○	○	○			上	
イカリ消毒㈱ LC環境検査センター センター長 吉浪 誠 (ホームページアドレス) http://www.ikari.co.jp/ e-mail: kanka@ikari.co.jp	〒275-0024 習志野市茜浜1-12-3 TEL 047-452-6718 FAX 047-452-6720	業務・連絡担当者 環境分析グループ 越雲 文也 e-mail:-koshikumo@ikari.co.jp		○	○			環・上	
㈱出光プラントック千葉 代表取締役社長 今別府 政彦 (ホームページアドレス) http://www.idemitsu.co.jp/factory/ip_chiba/index.html	〒299-0192 市原市姉崎海岸2番地1 TEL 0436-60-1734 FAX 0436-60-1902	総務部 試験課 試験一係 栗澤 秀典 (E.メールアドレス) hidenori.kurisawa.4600@idemitsu.com	○	○				環・試	
AGC㈱ 千葉工場 工場長 上原 雅夫 (ホームページアドレス) http://www.agc.com/	〒290-8566 市原市五井海岸10番地 TEL 0436-23-3149 FAX 0436-23-3126	CSR室品質保証第一統括G 今本 悦子	○	○	○			産	
㈱上総環境調査センター (ホームページアドレス) http://www.kazusakankyo.co.jp/ e-mail:post@kazusakankyo.co.jp	〒292-0834 木更津市潮見4-16-2 TEL 0438-36-5001 FAX 0438-36-5073	森田 成朗 三上 正 (E.メールアドレス) soumu@kazusakankyo.co.jp eigyuu@kazusakankyo.co.jp	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試 室	
㈱加藤建設 ジオテクノロジー事業部 企画開発部 部長 伊藤 浩邦 (ホームページアドレス) http://www.kato-kensetu.co.jp	〒284-0001 四街道市大日字大作岡1097-7 TEL 043-304-2399 FAX 043-304-2665	技術課 企画課 主任 平山千恵子 (E.メールアドレス) chi.hirayama@kato-kensetu.co.jp		○	○			試	
㈱環境管理センター 東関東技術センター センター長 宮原 慎一 (ホームページアドレス) https://www.kankyo-kanri.co.jp/	〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野5-44-3 TEL 043-300-3300 FAX 043-300-3312	センター長 宮原 慎一 (E.メールアドレス) higashi-ecc@kankyo-kanri.co.jp	○	○	※	※	○	産・悪 環・作 試・室	
㈱環境コントロールセンター本社 代表取締役 松尾 博之 (ホームページアドレス) http://www.e-c-c.co.jp/ e-mail:info@e-c-c.co.jp	〒260-0806 千葉市中央区宮崎1-22-10 TEL 043-265-2261 FAX 043-261-0402	環境課 飛田 誠 永友 康浩 (E.メールアドレス) mtobita@e-c-c.co.jp ynagatomo@e-c-c.co.jp	○	○				産・上	
㈱環境測定センター 代表取締役社長 小野 博利 (ホームページアドレス) http://kansoku.jp e-mail:onohi@kansoku.jp	〒262-0023 千葉市花見川区検見川町 3-316-25 TEL 043-274-1031 FAX 043-274-1032	小野 博利 (E.メールアドレス) onohi@kansoku.jp	○	○					

注) 特・計: 特定計量証明事業 ※: 県外事業所登録

産: 産業廃棄物分析、環: 環境アセスメント、上: 上水分析、悪: 悪臭、作: 作業環境、試: 試験・研究・開発 室: 室内空気環境

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音圧		振動・ 加速度	その他
			大気	水質	土壌	特・計				
基礎地盤コンサルタンツ(株) 代表取締役 柳浦 良行 (ホームページアドレス) http://www.kiso.co.jp e-mail:noda.norihiro@kiso.co.jp	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町51 TEL 043-298-6310 FAX 043-250-5129	環境事業部 野田 典広 (E.メールアドレス) noda.norihiro@kiso.co.jp		○	○				環・試	
(株)君津清掃設備工業 濃度計量証明事業所 取締役社長 松尾 昭憲 (ホームページアドレス) http://www.kss3194.co.jp e-mail:info@kss3194.co.jp	〒299-0236 袖ヶ浦市横田3954 TEL 0438-75-3194 FAX 0438-75-7029	遠藤 紀美 (E.メールアドレス) info@kss3194.co.jp		○						
(株)ケーオーエンジニアリング 柏事業所 代表取締役 小栗 隼人 (ホームページアドレス) https://www.ko-eng.com/ e-mail:koe@ko-e.co.jp	〒277-0871 柏市若柴85柏市場ビル TEL 04-7133-0142 FAX 04-7133-0131	環境事業部 計測課 清水 健太 (E.メールアドレス) koe@ko-e.co.jp	○	○			○	○	作	
(株)ケミコート 代表取締役社長 中川 完司 (ホームページアドレス) http://www.chemicoat.co.jp	〒283-0826 東金市丘山台1-14 TEL 0475-86-6512 FAX 0475-50-7800	技術開発部 早坂 英朗 (E.メールアドレス) h-hayasaka@chemicoat.co.jp			○					
(株)合同資源 千葉事業所 取締役 千葉事業所長 大谷 康彦 (ホームページアドレス) http://www.godoshigen.co.jp/	〒299-4333 長生郡長生村七井土1365 TEL 0475-32-1111 FAX 0475-32-2205	品質保証部 原田 慧 (E.メールアドレス) k.harada@godoshigen.co.jp	○	○	○					
JFEテクノロジー(株) 分析ソリューション本部 本部長 藤本 京子 (ホームページアドレス) http://www.jfe-tec.co.jp e-mail:chiba-com@jfe-tec.co.jp	〒260-0835 千葉市中央区川崎町1 TEL 043-262-4815 FAX 043-262-2199	分析評価・解析センター 岩瀬 和哉 (E.メールアドレス) k-iwase@jfe-tec.co.jp	○	○	○				産・悪 環・作 試	
水 i n g(株) 袖ヶ浦薬品事業所 所長 南保 幸司 (ホームページアドレス) https://www.swing-w.com/	〒299-0267 袖ヶ浦市中袖35 TEL 0438-63-8700 FAX 0438-60-1171	薬品技術センター 薬品技術課 日高 秀敏 (E.メールアドレス) hidaka.hidetoshi@swing-w.com			○	○			産・悪 上・試	
(株)杉田製線 市川工場 代表取締役社長 杉田 光一 (ホームページアドレス) http://www.sugitawire.co.jp/ e-mail:s-kodama@sugitawire.co.jp	〒272-0002 市川市二俣新町17番地 TEL 047-327-4517 FAX 047-328-6260	化成品グループ 児玉 重實 (E.メールアドレス) hidaka.hidetoshi@swing-w.com			○	○			産	

注) 特・計: 特定計量証明事業 ※: 県外事業所登録

産: 産業廃棄物分析、環: 環境アセスメント、上: 上水分析、悪: 悪臭、作: 作業環境、試: 試験・研究・開発 室: 室内空気環境

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					音 圧	振 動 ・ 加 速 度	注) そ の 他
			濃 度				特 ・ 計			
			大 気	水 質	土 壌	特 ・ 計				
㈱太平洋コンサルタント 代表取締役社長 石川 雄康 (ホームページアドレス) https://www.taiheiyo-c.co.jp/ e-mail: yuko_ishikawa@taiheiyo-c.co.jp	〒285-0802 佐倉市大作2-4-2 TEL 043-498-3917 FAX 043-498-3859	分析技術部長 野口 康成 (E.メールアドレス) Yasunari_Noguchi@taiheiyo-c.co.jp	○	○	○	○	※		産・作 試	
㈱ダイワ 千葉支店長 菅谷 光夫 (ホームページアドレス) http://daiwa-eco.com e-mail:daiwa-ch@bc.wakwak.com	〒283-0062 東金市家徳238番地の3 TEL 0475-58-5221 FAX 0475-58-5415	菅谷 光夫 (E.メールアドレス) e-mail:daiwa-ch@bc.wakwak.com	○	○	○	※	※	※	産・悪 環・作 上・試 室	
㈱千葉分析センター 代表取締役 周 照順 (ホームページアドレス) http://www.chiba-bunseki.co.jp e-mail:bunseki@chiba-bunseki.co.jp	〒276-0045 八千代市大和田123番地6 TEL 047-455-3513 FAX 047-484-5340	末松 大司 (E.メールアドレス) bunseki@chiba-bunseki.co.jp	○	○	○				産・試	
中外テクノス㈱ 関東環境技術センター 所長 村本 昌義 (ホームページアドレス) http://www.chugai-tec.co.jp/	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-2-16 TEL 043-295-1101 FAX 043-295-1110	営業部 羽根 司 (E.メールアドレス) t.hane@chugai-tec.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・悪 環・作 上・試 室	
㈱中研コンサルタント 船橋技術センター センター長 小林 哲夫 (ホームページアドレス) http://www.chuken.co.jp/ e-mail: tkobayashi@ccc.soc.co.jp	〒274-0053 船橋市豊富町585 TEL 047-457-3628 FAX 047-457-6284	材料部 分析評価グループ 中村 顕一 (E.メールアドレス) knakamura@ccc.soc.co.jp	○	○	○				作・試	
月島機械㈱ 開発本部 R&Dセンター センター長 山本 真一 (ホームページアドレス) http://www.tsk-g.co.jp e-mail:ke_suzuki@tsk-g.co.jp	〒276-0022 千葉県八千代市上高野1807-3 TEL 047-494-4302 FAX 047-494-4321	R&Dセンター 分析グループ 鈴木 健治 (E.メールアドレス) ke_suzuki@tsk-g.co.jp	○	○	○				産・悪 上・試	
㈱東京化学分析センター 代表取締役社長 森本 薫子 (ホームページアドレス) http://www.tcac.co.jp e-mail:info@tcac.co.jp	〒299-0044 市原市玉前西2丁目1番地52 TEL 0436-21-1441 FAX 0436-21-5999	営業事務 鈴木 典子 (E.メールアドレス) suzuki123x@tcac.co.jp	○	○	○				産・悪 上・試	
東京公害防止㈱ 代表取締役社長 小野 次男	〒277-0863 柏市豊四季508-53 TEL 04-7174-6446 FAX 04-7174-4625	専務取締役 小野 次男 (E.メールアドレス) tkbakiba@m20.alpha-net.ne.jp	○	○					環 作・上 試・室	

注) 特・計: 特定計量証明事業 ※: 県外事業所登録

産: 産業廃棄物分析、環: 環境アセスメント、上: 上水分析、悪: 悪臭、作: 作業環境、試: 試験・研究・開発 室: 室内空気環境

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注)	
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度		そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
東京パワーテクノロジー(株) 分析センター センター長 小林 敏也 (ホームページアドレス) http://www.tokyo-pt.co.jp e-mail:kobayashi-toshiya@tokyo-pt.co.jp	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-3-6 TEL 043-295-8405 FAX 043-295-8407	松本 崇 (E.メールアドレス) matsumoto-takashi@tokyo-pt.co.jp	○	○	○			○	○	産・環 作・上 試・室
東洋テクノ(株) 代表取締役 久保田 隆 (ホームページアドレス) http://www.shokokai.or.jp/12/1240711000/ e-mail:jiubaotianlong@gmail.com	〒289-1516 山武市松尾町田越328-1 TEL 0479-86-6636 FAX 0479-86-6624	高江 幸子 (E.メールアドレス) jiubaotianlong@gmail.com	○	○	○					産・環 上・試
(株)永山環境科学研究所 代表取締役社長 永山 英樹 (ホームページアドレス) http://www.ngym.co.jp e-mail:info@ngym.co.jp	〒273-0123 鎌ケ谷市南初富1-8-36 TEL 047-445-7277 FAX 047-445-7280	山本 貴生 総務グループ 山本 貴生 (E.メールアドレス) info@ngym.co.jp	○	○	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試
日廣産業(株) 環境技術センター 所長 藤本 匡 e-mail:nikkosangyo@dream.com	〒260-0826 千葉市中央区新浜町1番地 TEL 043-266-1221 FAX 043-266-1220	松戸 康朗 (E.メールアドレス) nikkosangyo-chiba@gaea.ocn.ne.jp		○	○					
日本曹達株式会社(株) 千葉研究所 参与所長 久保 英夫	〒290-0045 市原市五井南海岸12-54 TEL 0436-23-2149 FAX 0436-23-4982	松本 仁志		○	○					作・試
日鉄環境(株) 分析ソリューション事業本部 君津センター長 原 久雄 (ホームページアドレス) https://www.eco-tech.nipponsteel.com/ e-mail:hara.hisao.4ka@eco-tech.nipponsteel.com	〒292-0825 木更津市畑沢1-1-51 君津センター TEL 0438-36-5911 FAX 0438-36-5914	分析ソリューション 事業本部 君津センター 小駒 好一 〒292-0825 千葉県木更津市畑沢1-1-51 君津センター TEL 0438-36-5911 FAX 0438-36-5914 (E.メールアドレス) ogoma.yoshikazu.7kk@eco-tech.nipponsteel.com	○	○	○	※	※	※		産・悪 環・作 試・室
日鉄テクノロジー(株) 富津事業所 澤井 隆 (ホームページアドレス) https://www.nstec.nipponsteel.com/	〒293-0011 富津市新富20-1 TEL 0439-80-2691 FAX 0439-80-2767	技術サービス室 山本 祐輔 (E.メールアドレス) yamamoto.yusuke.53y@nstec.nipponsteel.com	○	○	○	※	※	※		産・悪 環・試 室
(株)日本環境分析センター 代表取締役 岡田 智彦 e-mail:n-kankyo@fancy.ocn.ne.jp	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原789-4 TEL 043-215-1441 FAX 043-215-1466	代表取締役 岡田 智彦 (E.メールアドレス) n-kankyo@fancy.ocn.ne.jp		○						

注) 特・計: 特定計量証明事業 ※: 県外事業所登録

産: 産業廃棄物分析、環: 環境アセスメント、上: 上水分析、悪: 悪臭、作: 作業環境、試: 試験・研究・開発 室: 室内空気環境

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
㈱日立産機 ドライブ・ソリューションズ 代表取締役 峯岸 孝壽 (ホームページアドレス) http://www.hitachi-ies-ds.co.jp/	〒275-0001 習志野市東習志野3-15-11 TEL 047-477-5300 FAX 047-478-6454	①環境管理センタ 部長代理 西村 欣也 (E.メールアドレス) nishimura-kinya@hitachi-ies.co.jp ②営業本部 習志野営業所 主任 安田 喜孝 yasuda-yoshitaka@hitachi-ies.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 環・作 上・室	
公益社団法人船橋市清美公社 理事長 石井 雅雄 (ホームページアドレス) http://www.seibikosya-funabashi.com/	〒273-0016 船橋市潮見町16-7 TEL 047-431-3796 FAX 047-433-6788	分析センター 湯浅 勇樹 (E.メールアドレス) y.yuasa@seibikosya-funabashi.com	○	○	○				上	
㈱古河電エアドバンスエンジニアリング 代表取締役社長 山根 基宏 (ホームページアドレス) http://www.furukawa-ae.jp e-mail://eigy@furukawa-ae.jp	〒290-8555 市原市八幡海岸通6番地 TEL 0436-42-1608 FAX 0436-42-1796	中嶋 陽一 (E.メールアドレス) Yoichi.nakajima@furukawaelectric.com	○	○	○				環	
㈱三井化学分析センター 市原事業所 所長 金山 重夫 (ホームページアドレス) http://www.mcanac.co.jp	〒299-0108 市原市千種海岸3番地 TEL 0436-62-9490 FAX 0436-62-8294	化学分析G 石塚 恵美 (E.メールアドレス) Emi.Ishizuka@mitsuichemicals.com			○	○			試	
㈱三井E&Sテクニカルリサーチ 東部事業所 所長 茨木 彰一 (ホームページアドレス) http://www.mestrc.co.jp	〒290-0067 市原市八幡海岸通1番地 TEL 0436-43-8931 FAX 0436-41-1256	化学環境分析 グループ 田邊 善昭 (E.メールアドレス) tanabey@mes.co.jp	○	○	○		※	※	産・作 試・室	
㈱ユーベック 代表取締役社長 飯塚 嘉久 (ホームページアドレス) http://www.ubec.co.jp e-mail:info@ubec.co.jp	〒292-0004 木更津市久津間613番地 TEL 0438-41-7878 FAX 0438-41-7876	技術部 大井 裕之 (E.メールアドレス) info@ubec.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 作・上 試・室	
菱冷環境エンジニアリング㈱ 代表取締役 鶴田 道夫 (ホームページアドレス) http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/reec/	〒272-0127 市川市塩浜3丁目12番地 TEL 047-318-7001 FAX 047-318-7021	技術本部 保守点検 ・水質分析課 酒井 祐介 (E.メールアドレス) yusuke-sakai@melplant.co.jp		○						

注) 特・計: 特定計量証明事業 ※: 県外事業所登録

産: 産業廃棄物分析、環: 環境アセスメント、上: 上水分析、悪: 悪臭、作: 作業環境、試: 試験・研究・開発 室: 室内空気環境

[賛助会員]

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動 ・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特 ・ 計				
㈱アサヒ理化製作所 代表取締役 岩永 智之 (ホームページアドレス) http://www.asahi-rika.co.jp e-mail:iwanaga@asahi-rika.co.jp	〒262-0043 千葉市花見川区天戸町973-3 TEL 043-257-9123 FAX 043-257-9229	岩永 智之 (E.メールアドレス) iwanaga@asahi-rika.co.jp								
㈱ケーズオフィス 代表取締役 川添 公貴 (ホームページアドレス) http://www.kz-office.co.jp/ e-mail:mail@kz-office.co.jp	〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3 TEL 043-233-8967 FAX 043-233-8960	川添 公貴 (E.メールアドレス) mail@kz-office.co.jp								
公害計器サービス千葉㈱ 代表取締役 佐藤 政敏 e-mail:kougaikeiki@s6.dion.ne.jp	〒290-0042 市原市出津7番地8 TEL 0436-21-4871 FAX 0436-22-1617	北澤 久和 (E.メールアドレス) kougaikeiki@s6.dion.ne.jp								
㈱コスモス 千葉支店 支店長 柴田 美保子 (ホームページアドレス) http://www.cosmos-flw.co.jp e-mail:shibata@cosmos-flw.co.jp	〒260-0028 千葉市中央区新町18-14 千葉新町ビル7F TEL 043-248-2391 FAX 043-248-2071	柴田 美保子 (E.メールアドレス) shibata@cosmos-flw.co.jp								
㈱東京科研 千葉営業所 所長 西野 栄一 (ホームページアドレス) http://www.tokyokaken.co.jp e-mail:ishii@tokyokaken.co.jp	〒260-0842 千葉市中央区南町3-16-30 TEL 043-263-5431 FAX 043-263-5433	白根 雄太 (E.メールアドレス) shirane@tokyokaken.co.jp								
東京テクニカル・サービス㈱ 代表取締役 吉池 南 (ホームページアドレス) http://www.tts-4u.co.jp e-mail:tokyo@tts-4u.co.jp	〒279-0022 浦安市今川4-12-38-1 TEL 047-354-5337 FAX 047-352-6637	管理部 営業課 清水 徳貴 (E.メールアドレス) tokyo@tts-4u.co.jp	※	※	※	※	※	※	産・悪 環・作 上・試 室	
㈱日本公害管理センター 千葉支店 支店長 佐藤 考行 (ホームページアドレス) http://www.nkkc.co.jp/ e-mail:chiba@nkkc.co.jp	〒286-0134 成田市東和田348-1 TEL 0476-24-3438 FAX 0476-24-2096	伊藤 裕一 (E.メールアドレス) itoh@nkkc.co.jp	※	※	※				室	
ビーエルテック㈱ 代表取締役 山下 宗孝 (ホームページアドレス) http://www.bl-tec.co.jp e-mail:contact@bl-tec.co.jp	〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 14-15 マツモトビル4F TEL 03-5847-0252 FAX 03-5847-0255	秋月 晃 (E.メールアドレス) akizuki@bl-tec.co.jp								
松田産業㈱ 代表取締役 松田 芳明 (ホームページアドレス) http://www.matsuda-sangyo.co.jp	〒176-0011 東京都練馬区豊玉上2-2-5-6F TEL 03-3993-3301 FAX 03-3948-0024	金属・環境営業本部 東京第二営業所 松田 和樹 (E.メールアドレス) matsuda-k@matsuda-sangyo.co.jp								

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発 室：室内空気環境

3. 参 考 資 料

2021年2月4日

法令等改正情報

中外テクノス 関東環境技術センター
技術管理室

1月

特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正
(S47 環告9号)

4月

土壤汚染対策法施行規則の改正 (2021/4/1 施行)
Cd、TCE 基準強化
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (一四八)
特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働省令八九)
作業環境評価基準等の一部を改正する告示 (厚生労働省告示一九二)
溶接ヒュームの追加、マンガンの対象および基準追加

5月

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直し
PFOS および PFOA が要監視項目に設定

6月

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件 (同五六)」 ※S48 環境庁告示 14 号の改正
分析法が環告 13 号に準拠して改正
施行 2020/7/1

7月

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令
アスベストの分析、調査について改正
施行日は R3/4/1
建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件

8月

8/20付で有害大気の塩化メチルとアセトアルデヒドについて指針値が設定

10月

低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法 第5版

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する 省令等の一部を改正する省令案

令和 2 年 11 月 18 日

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

改正概要

1 【特化則等改正省令附則第 2 条の改正】 経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存

令和 4 年 3 月 31 日までに実施した、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度を測定した結果等について、記録及び保存を義務付けること。

2 【特化則等改正省令附則第 3 条の改正】 呼吸用保護具の装着の確認

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認について、令和 4 年 4 月 1 日から義務付ける予定を令和 5 年 4 月 1 日に延期すること。

3 【e-文書省令の改正】 電磁的記録による作成及び保存

特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）及び粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができることとする。

※特化則等改正省令…特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 89 号）
e-文書省令…厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）

1【特化則等改正省令附則第2条の改正】経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存

○ 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

- (1) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。
(特化則第38条の21第2項関係)
- (2) (1)の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。
(特化則第38条の21第8項関係)

【附則】

- (1) 本則(1)の適用について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、令和4年3月31日までに、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。
- (2) 本則(2)の適用について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）に測定した結果等の記録及び保存がされないおそれがある。

○ 今回改正

経過措置期間に測定した結果等（附則(1)）について、必要な事項を記録し、保存することとする。

- ※記録する事項は、第38条の21第8項（測定日時、測定方法、測定結果等）に同じ。
- ※記録及び保存された測定結果等は、経過措置期間後、有効な呼吸用保護具の選択に使用。
(特化則第38条の21第6項関係)

2

2【特化則等改正省令附則第3条の改正】呼吸用保護具の装着の確認

○ 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

- 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認しなければならないこと。
(特化則第38条の21第7項関係)

【附則】

- 上記について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

大臣告示（※）において、日本産業規格（JIS）T8150に定める方法を引用している。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）
第3条 特化則第38条の21第7項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第6項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

当該規格は現在、改正作業中。

公示は当初令和2年度中の予定であったが、令和3年度になる見込みであり、改正後の当該規格に基づく呼吸用保護具の装着の確認への対応に準備期間が必要。

○ 今回改正

上記経過措置について延期し、令和5年3月31日までの間は適用しないこととする。

3

3 【e-文書省令の改正】 電磁的記録による作成及び保存

○ 前回改正

【改正省令】

- (1) 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。
(特化則第38条の21第8項関係)
- (2) 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと。
(特化則第38条の21第7項関係)
- (3) 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録して、保存しなければならないこと。
(粉じん則第6条の4第3項関係)



○ 今回改正

上記省令において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができることとする。

具体的には、e-文書省令の別表中に、上記(1)～(3)の規定を追加することとする。

施行期日等

公布日：令和3年1月（予定）

施行期日：公布の日

（ただし、改正概要3（電磁的記録による作成及び保存）は令和3年4月1日）（予定）

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」（第5次答申）について

令和2年5月26日（火）に開催された中央環境審議会水環境部会（第49回）において、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第5次報告）」が取りまとめられ、昨日、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。この答申において、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）を人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、指針値（暫定）として「0.00005 mg/l以下」の値を設定することが適当とされました。この答申を受け、環境省では本日付けで「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」を関係地方公共団体に通知しました。

1. 経緯

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等については、平成14年8月15日に環境大臣が中央環境審議会に対して諮問した「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」に基づき、これまで見直し等に係る検討が随時行われてきましたが、令和2年5月26日（火）に開催された中央環境審議会水環境部会（第49回）において、改めて審議・取りまとめがなされ、令和2年5月27日（水）付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ別添1のとおり答申がなされました。

2. 答申の概要

人の健康の保護に関する要監視項目については、新たに「PFOS及びPFOA」を追加し、指針値（暫定）として「0.00005 mg/l以下」を設定することが適当とされました。

添付資料

別添1：水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第5次答申） [PDF 1.0 MB]

別添2：水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知） [PDF 693 KB]

連絡先

環境省水・大気環境局水環境課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8314

課長 筒井 敏二 (内線 6610)

課長補佐 伊藤 史雄 (内線 6613)

課長補佐 新保 雄太 (内線 6620)

係長 小林 敏大 (内線 6625)

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件等の公布及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和2年4月2日 | 水・土壌

この記事を印刷

土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件等の公布及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」、「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」、「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件」及び「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件」を本日令和2年4月2日（木）に公布しましたので、お知らせいたします。併せて、令和2年1月28日（火）から同年2月26日（水）まで実施した意見募集（パブリックコメント）の結果をお知らせします。

1. 改正の経緯

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）は、特定有害物質による土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害を防止することを目的に制定されています。法に基づく特定有害物質は、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）で揮発性有機化合物や重金属等の26物質が指定されています。これらの特定有害物質については、汚染状態に関する基準として、有害物質を地下水経路で摂取するリスクの観点から設定された土壌溶出量基準と、有害物質を含む土壌を直接摂取するリスクの観点から設定された土壌含有量基準が、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）に定められています。

平成21年11月に1,4-ジオキシン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレンの4項目について、平成23年10月にカドミウムについて、平成26年11月にトリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び基準値の見直しが行われました。このような状況等を踏まえ、平成25年10月に環境大臣から中央環境審議会に対し、これら6物質に係る環境基準等の見直しについて諮問がなされました（土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（諮問第362号））。

これを受け令和元年9月に中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会において、「カドミウム及びトリクロロエチレン」について土壌の汚染に係る環境基準の見直しに係る検討を、令和元年11月に同部会土壌制度専門委員会において、「カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレン」について土壌汚染対策法に基づく基準の見直しに係る検討を行い、令和2年1月に中央環境審議会土壌農薬部会（第37回）において、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第4次答申）」（※）が取りまとめられ、令和2年1月27日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

これらのこと等を踏まえ、以下の省令及び告示について所要の改正を行うこととしました。

※<http://www.env.go.jp/press/107650.html>

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）
- (2) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
- (3) 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）
- (4) 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

2. 改正の概要

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件（別添1参照）

これまでカドミウム及びトリクロロエチレンについて土壌環境基準が定められてきたところですが、第4次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととしました。

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。※	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定め

		る方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

※カドミウムに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から融れており、かつ、原状において当該地下水中の濃度が地下水 1 L につき 0.003mg を超えていない場合には、検液 1 L につき 0.009mg とする。

(2) 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 (別添 2 参照)

①法に基づく基準の見直し (別表第二～別表第五関係)

これまでカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて法に基づく基準が定められてきたところですが、第 4 次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととしました。

カドミウム及びその化合物に係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
	土壌含有量基準	土壌 1 kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
地下水基準		1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
第二溶出量基準		検液 1 L につきカドミウム 0.09mg 以下であること。

トリクロロエチレンに係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
	土壌含有量基準	-
地下水基準		1 L につき 0.01mg 以下であること。
第二溶出量基準		検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。

②その他所要の改正

前回改正時の改正漏れの措置等を行うこととしました。

③経過措置

・①に係る規定の施行前に法第 3 条第 1 項の有害物質使用特定施設の廃止をした者 (同項ただし書の確認を受けている場合であって、①に係る規定の施行後に法第 3 条第 6 項の規定により当該確認を取り消され、又は、同条第 8 項の規定による命令を受けた者を除く。)、第 4 条第 2 項の届出をした者、第 4 条第 3 項若しくは第 5 条第 1 項の命令を受けた者又は第 14 条第 1 項の申請をした者に係る改正前の土壤汚染対策法施行規則第 7 条第 1 項の地下水基準、第 9 条第 1 項第 2 号の第二溶出量基準、第 31 条第 1 項の土壌溶出量基準及び第 31 条第 2 項の土壌含有量基準の適用については、なお従前の例によることとしました。

・①に係る規定の施行前に法第 7 条第 1 項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例によることとしました。

・①に係る規定の施行前に土壤汚染対策法施行規則第 60 条第 1 項の規定により法第 16 条第 1 項の認定の申請をした者に係る土壌の調査については、なお従前の例によることとしました。

(3) 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件 (別添 3 参照)

①カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

別表の、カドミウム及びその化合物の測定方法について、第 4 次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととしました。

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法

②その他所要の改正

その他用語の整理のための改正を行うこととしました。

(4) 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件 (別添 4 参照)

①カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

別表の、カドミウム及びその化合物の測定方法について、第4次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととしました。

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法

②その他所要の改正

その他用語の整理のための改正を行うこととしました。

3. 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

ただし、2. (2) ②に係る部分については、公布の日から施行します。

4. 意見募集の結果

(1) 意見募集の対象

土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し案に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

※意見募集に係る資料

<https://search.e-gov.go.jp/ser/viet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195190090&Mode=2>

(2) 意見募集の期間

令和2年1月28日（火）から同年2月26日（水）まで

(3) 意見提出の方法

電子メール、郵送又はファックス

(4) 御意見に対する考え方

頂いた御意見に対する考え方は、別添5のとおりです。

添付資料

[【別添1】土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 \[PDF 142 KB\]](#)

[【別添2】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 \[PDF 522 KB\]](#)

[【別添3】地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件 \[PDF 121 KB\]](#)

[【別添4】土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件 \[PDF 121 KB\]](#)

[【別添5】土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件等の公布及び意見募集（パブリックコメント）の結果について \[PDF 265 KB\]](#)

連絡先

環境省水・大気環境局土壌環境課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8322

課長 堀上 勝 (内線 6590)

課長補佐 伊藤 隆晃 (内線 6591)

担当 福田 真博 (内線 6586)

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」について

令和2年8月20日 | 大気環境

この記事を印刷

中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」について

令和2年8月19日に開催された中央環境審議会大気・騒音振動部会において、平成7年9月20日付けで環境庁長官から中央環境審議会に諮問された「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」に対する第十二次答申（案）が審議・了承され、本日、令和2年8月20日中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申がなされました。

本答申は、塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値の設定並びに「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定に関するものです。

1. 経緯

平成7年9月20日に環境大臣が中央環境審議会会長に対して諮問した「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）」により、有害大気汚染物質対策のあり方について審議が重ねられています。

第十二次答申については、令和元年11月から、大気・騒音振動部会有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会において審議がなされ、意見募集（パブリックコメント）を経て、令和2年8月19日に大気・騒音振動部会で了承されました。

これを受けて、大気・騒音振動部会長から中央環境審議会会長への報告がなされ、令和2年8月20日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされました。

（1）塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値について

有害大気汚染物質のうち優先取組物質については、これまで「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（以下「第七次答申」という。以降、答申について同様に表記する。）に基づきアクリロニトリル等の4物質、第八次答申に基づきクロロホルム等の3物質、第九次答申に基づきヒ素及びその化合物、第十次答申に基づきマンガン及びその化合物について指針値を設定しています。また、第七次答申において、「指針値が示されなかった物質についても、今後、迅速な指針値の設定を目指し、検討を行っていくことが適当である」とされています。

こうした状況の中、今般の答申に基づき塩化メチル及びアセトアルデヒドについて、指針値を設定することとしました。

（2）「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について

平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年、第二次答申において「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」が選定され、そのうち、当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み、健康リスクがある程度高いと考えられる物質については「優先取組物質」として列挙されました。

優先取組物質については、第七次答申において、「環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下単に「指針値」という。）を設定すること」とされており、同答申において、今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価を行う上での基礎となる考え方が明示され、指針値に係る諸事項等について定められました。

今般、第十次答申で示された「今後の課題」等に対応するため、全体構成の再整理を行い、本文と別紙の用語の精査を行うとともに、曝露評価について、付属資料として収集する情報を整理する等「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の一部を改定することとしました。

2. 答申の内容

（1）塩化メチル及びアセトアルデヒドに係る指針値の提案について、別添1、2を了承する。

これに基づき、塩化メチル及びアセトアルデヒドについて、別表の通り指針値を設定することとする。

別表 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

- + 環境省のご案内
- + 政策分野・行政活動
- + 環境基準・法令等
- + 白書・統計・資料
- + 申請・届出・公募
- 報道・広報

[大臣記者会見・経緯等](#)

[報道発表一覧](#)

[行事予定](#)

[環境省広報誌「エコジーン」](#)

[メールマガジン&会員登録サイト](#)

[トップ](#)

[環境省図書館のご案内](#)

[こどものページ](#)

[環境省公式SNS等一覧](#)

[環境省動画チャンネル](#)

[\(YouTube\)](#)

(指針値)

塩化メチル	年平均値 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	年平均値 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

(2) 「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の改定について、別添3を了承する。

添付資料

[今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）](#) [PDF 56KB]

[別添1 塩化メチルに係る健康リスク評価について](#) [PDF 1,103KB]

[別添2 アセトアルデヒドに係る健康リスク評価について](#) [PDF 1,036KB]

[別添3 「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」（改定版）](#) [PDF 673KB]

連絡先

環境省水・大気環境局総務課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8290

課長 小森 繁（内線6510）

課長補佐 笹原 圭（内線6603）

主査 西山 卓也（内線6516）

千 環 協 案 内

2021年3月

発行 千葉県環境計量協会

〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3

(有)ケーズオフィス内

☎ 043-233-8967

編集 千環協 経営・業務委員会

委員長 川口 弘樹 (中外テクノス株)

委員 岩永 智之 (株アサヒ理化製作所)

伊藤 裕一 (株日本公害管理センター)

小野 博利 (株環境測定センター)

田辺 善昭 (株三井E&Sテクニカルリサーチ)

羽根 司 (中外テクノス株)

日良 聡 (月島機械株)

印刷 ワタナベメディアプロダクツ株式会社

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-31-6KMビル

☎ 043-308-7023